

司法省

30KYP/K/07

執行官事務取扱者に関する省令 (Prakas)

\*\*\*\*\*

司法大臣は、

カンボジア王国憲法、

カンボジア王国政府構成員を任命する2004年7月15日付け勅令 NS/RKT/0704/124号、

司法省設置に関する法律を公布する公布令 NS/RKM/0196/04号、

カンボジア国裁判所の組織及び活動に関する法律を公布する1993年2月6日付公布令 06.KR号、

司法省の組織及び活動に関する2007年5月11日付政令 47ANK.BK号、及び

裁判所の判決その他の裁判の執行に関する1997年1月31日付司法省令に従い、

民事訴訟法の適用にかかる必要性に鑑みて、

次のように決定する。

第1条 (執行官事務取扱者)

- 1 始審裁判所の所長は、当該始審裁判所の検事正及び検事の中から、執行官に関する法律が適用されるまでの間、当該始審裁判所の管轄区域内において、執行官の職務を行う執行官事務取扱者を指定しなければならない。始審裁判所の管轄区域内における執行官事務取扱者の人数は、諸般の事情を考慮して、必要に応じ、当該裁判所の所長が定める。
- 2 執行官事務取扱者は、自らの所属する始審裁判所の管轄区域内において、次の事務を取り扱う。
  - 一 民事訴訟法その他の法律において執行官が取り扱うべきものとされている事務
  - 二 物の保管、管理その他の行為にかかる事務で、裁判において執行官が取り扱うべきものとされたもの

第2条 (職務代行者・職務補助者等)

- 1 執行官事務取扱者は自ら事務を行わなければならない。ただし、執行官事務取扱者は、民事訴訟法246条3項により送達の事務を実施する場合において、自ら事務を行うことができない特別の理由があるときは、所属する始審裁判所の所長の許可を得て、職務代行者にその事務を代行させることができる。
- 2 執行官事務取扱者は、その事務を行うについて必要があるときは、技術者又は労務者を使用することができる。
- 3 執行官事務取扱者は、その事務を行うについて必要があるときは、所属する始審裁判所の所

長の許可を得て、職務補助者を使用することができる。

4 始審裁判所の所長は、いつでも、第1項但書及び第3項の許可を取り消すことができる。

### 第3条（職務の援助）

1 執行官事務取扱者は、単独で職務の執行に当たることが特に困難であるときその他その職務を行うについて特に必要があるときは、執務する始審裁判所の所長の許可を得て、他の執行官事務取扱者の援助を求めることができる。

2 事件が急を要するため、あらかじめ第1項の許可を得ることができないときは、執行官事務取扱者は、援助を求めた後、速やかに第1項の許可を得なければならない。

3 第1項の場合においては、各執行官事務取扱者は、それぞれ職務の執行に要する費用につき、各別にその支払又は償還を受けることができる。

### 第4条（職務上受領した金銭の保管等）

1 執行官事務取扱者が職務の執行として差し押さえ、又は交付を受けた金銭その他の物品は、これを受け取るべき者に直ちに交付し、又は供託する場合その他法律で定める場合を除き、執行官事務取扱者の所属する始審裁判所が保管する。

2 執行官事務取扱者は、職務上当事者その他の者から金銭その他の物品を受け取ったときは、受取証を交付し、かつ、受け取った金銭の額又は物品の種類及び数量並びに年月日を記録上明らかにしなければならない。

### 第5条（事務処理）

1 執行官事務取扱者は、申立てによりその事務を取り扱う。ただし、裁判所が、その係属する事件の事務の一部として、直接に執行官事務取扱者に取り扱わせる事務については、この限りでない。

2 執行官事務取扱者の事務の分配は、所属する裁判所の所長の決定により定める。ただし、第1条（執行官事務取扱者）第3項第2号の事務のうち裁判において特定の執行官事務取扱者が取り扱うべきものとされた事務は、その執行官事務取扱者が取り扱う。

### 第6条（除斥）

1 執行官事務取扱者は、次の各号に掲げる場合には、職務の執行から除斥される。

一 執行官事務取扱者又はその配偶者が、当事者であるとき、又は、当事者と共同権利者若しくは共同義務者の関係にあるとき。

二 執行官事務取扱者が、当事者の6親等内の血族、3親等内の姻族又は同居の親族であるとき。

三 執行官事務取扱者が、当事者の後見人、後見監督人、保佐人又は保佐監督人であるとき。

四 執行官事務取扱者が、その取り扱うべき事務について当事者の代理人であるとき。

2 第1項においては、当事者は、刑事事件における被害者を含む。

### 第7条（不服申立て）

費用の額の計算その他申立てにより取り扱う事務についての執行官事務取扱者の処分又はその遅怠に対する不服の申立てについては、民事訴訟法に特別の定めがあるものを除くほか、民事訴訟法344条2項の規定による執行異議の例による。

#### 第8条（申立ての方式）

- 1 執行官事務取扱者に対する申立ては、申立人の氏名又は名称及び住所、代理人の指名及び住所並びに申し立てる事項の内容を記載した書面でしなければならない。
- 2 代理人によって申立てをする場合には、申立書に代理権を証する書面を添付しなければならない。

#### 第9条（事務処理の順序）

執行官事務取扱者は、特別の事情がある場合を除き、受理の順序に従って事務を処理しなければならない。

#### 第10条（執務時間及び執務時間外の職務執行）

- 1 執行官事務取扱者の執務時間は、7時から17時30分までとする。
- 2 執行官事務取扱者は、事件が急を要するものであるときその他特に必要があるときは、執務時間外であっても、職務を執行しなければならない。

#### 第11条（身分証明書の携帯）

執行官事務取扱者は、職務を執行する場合には、その身分を証する文書を携帯し、利害関係を有する者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

#### 第12条（調書の記載事項）

- 1 執行官事務取扱者は、職務執行に関して調書を作成しなければならない。
- 2 執行官事務取扱者が作成すべき調書には、次に挙げる事項を記載し、執行官が記名押印しなければならない。
  - 一 事件の表示
  - 二 職務を執行した日時及び場所
  - 三 執行した職務の内容
  - 四 調書の作成の年月日

#### 第13条（申立て手数料）

- 1 執行債権者は、執行官事務取扱者に対して強制執行の申立てを行う場合には、5000リエルの手数料を執行官事務取扱者の所属する始審裁判所に納めなければならない。
- 2 執行官事務取扱者に対して保全執行の申立てを行う場合には、申立人は、5000リエルの手数料を執行官事務取扱者の所属する始審裁判所に納めなければならない。

#### 第14条（手数料以外の費用）

- 1 執行官事務取扱者が申立てにより取り扱う事務の執行に要する費用は、申立人がその支払い又償還を負担する。
- 2 裁判所が直接に執行官事務取扱者に取り扱わせる事務の執行に要する費用は、国の負担とする。
- 3 第1項及び第2項に定める費用は、以下のとおりとする。
  - 一 執行官事務取扱者の旅費及び宿泊料
  - 二 送付に要する費用及び電信電話料
  - 三 公告の費用
  - 四 民事訴訟法339条に定める立会人の日当及び旅費
  - 五 技術者及び労務者の手当
  - 六 物の運搬、保管、(監守及び保存)の費用
  - 七 果実収穫の費用
  - 八 官庁その他公の団体から証明を受ける費用
  - 九 物の現況を記録するために撮影する写真の費用
  - 十 民事訴訟法第413条第9項に定める証書の作成の費用
  - 十一 評価人の日当、旅費、宿泊料及び報酬
  - 十二 執行裁判所に差し出すべき届出書の作成の費用
  - 十三 入札又は競り売り以外の方法による売却に必要な費用
- 4 第3項第1号に定める旅費及び宿泊料の算定は、裁判所書記官の例による。

#### 第15条 (予納)

- 1 執行官事務取扱者が申立てにより取り扱う事務については、執行官事務取扱者が所属する始審裁判所は、申立人に職務の執行に要する費用について裁判所の定めた額を予納させることができる。ただし、申立人が訴訟上の救助を受けた者であるときは、この限りでない。
- 2 申立人が第1項の概算額を予納しないときは、執行官事務取扱者は、申立てを却下することができる。

#### 第16条 (訴訟上の救助を受けた者の申立てによる場合の特例)

訴訟上の救助を受けた者の申立てによる強制執行についての手数料及び職務の執行に要した費用で、執行債務者から取り立てることができなかつたものがあるときは、国庫がこれを支給する。

#### 第17条 (本省令の効力)

本省令は、民事訴訟法の適用の日から適用する。

プノンペン、2007年7月19日  
司法大臣

アン=ヴォンワッタナ